

熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項

(目的)

第1条 この要項は、「熊本県産あさりを守り育てる条例」（令和4年熊本県条例第27号。以下「条例」という。）及び「熊本県産あさりを守り育てる条例施行規則」（令和4年熊本県規則第22号。以下「規則」という。）に規定する熊本県産あさり販売協力店の認証等について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要項において使用する用語は、条例及び規則において使用する用語の例による。

(認証の対象)

第3条 規則第15条第1項第3号に規定する知事が別に定める認証を受けることが適当な者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 熊本県産あさりを無店舗販売（インターネット等による通信販売や自動車等による移動販売）により消費者に販売する事業を行う者（県外に所在するものを含む。）

(認証書の再交付の申請)

第4条 協力店は、その責めに帰することができない事由により認証書を棄損し、又は亡失したときは、理由を付して知事に認証書の再交付を申請することができる。

(認証の更新)

第5条 協力店は、認証の有効期間満了後、引き続き認証を受けようとする場合は、更新のために必要な申請書を知事に提出しなければならない。

- (1) 更新の手続きについては、規則第16条の規定に準ずるものとする。
- (2) 第1項の申請は、認証の有効期間が終了する月の2か月前までにしなければならない。
- (3) 更新後の認証番号は、更新前と同じ番号を用いるものとする。

(認証内容の変更)

第6条 協力店は、次の各号に変更が生じた場合は、変更の内容について記載した変更届を知事に提出しなければならない。

- (1) 熊本県産あさり販売協力店の店舗等名称又は所在地
- (2) 熊本県産あさり以外のあさりの販売計画又は熊本県産あさり以外のあさりの混入

防止策

- 2 知事は、前項第1号の規定による届け出があった場合は、認証書を再交付するものとする。ただし、変更後の認証の有効期間は、変更前と同じとする。

(認証の辞退)

- 第7条 協力店が規則第22条第1項各号のいずれかに該当するときを除き、認証を辞退するときは、辞退する理由を記載した辞退届を知事に提出しなければならない。

(その他)

- 第8条 この要項に規定するもののほか、熊本県産あさり販売協力店認証制度の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この要項は、令和4年5月25日から施行する。
- 2 この要項の施行の際現に改正前の熊本県産あさり販売協力店認証制度実施要項に基づき熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている者又は熊本県産あさり販売協力店の認証を受けている店舗を設置する者については、認証を受けたものとみなす。

附 則

- 1 この要項は、令和4年9月1日から施行する。